**基準省令の改正にともなう静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（基準条例）等の一部改正について**

障害福祉サービス事業所等の基準を定める条例は、道府県又は政令指定都市等が、厚生労働省令で定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等を、準拠、参酌し、それぞれの条例で定めること（条例委任）としています。

この度、上記基準省令の改正についての意見募集が厚生労働省においてなされ（平成27年12月17日終了）、今後寄せられた意見を踏まえつつ改正がされますが、それに伴い静岡市で定める関係条例も改正を行うため、検討を進めています。

**１　厚生労働省令が改正され、改正を行う対象となる市条例**

今回改正の省令とそれに伴い改正を行う見込みの市条例は次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 改正される厚生労働省令 | 改正対象となる市条例 |
| １ | 〇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号） | 〇静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第12号） |
| ２ | 〇児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号） | 〇静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第16号） |

**２　厚生労働省令の改正内容とそれに伴う市条例の改正について**

**・　静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等（平成25年静岡市条例第12号）に関わる事項及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）双方に関わる事項**

静岡市にて、厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令第４条に基づき指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供している障害者に対する通いサービスについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく基準該当自立訓練として扱えるよう基準省令の改正を行う。

**３　施行日（予定）**

　　平成28年４月１日

**４　静岡市基準条例の改正についてのスケジュール**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 平成28年 | 12月７日 | 静岡市基準条例改正についてのパブリックコメント開始 |
|  | 12月17日 | 厚生労働省令改正についてのパブリックコメント終了 |
| 平成28年 | １月８日 | 静岡市基準条例改正についてのパブリックコメント終了 |
|  | ２月 | ２月議会へ改正案を上程、審議 |
|  | ４月１日 | 改正条例施行（予定） |